

北海道告示第10752号

令和5年北海道告示第10520号（北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等）の一部を次のように改正する。

令和5年5月12日

北海道知事 鈴木 直道

33 森林整備担い手対策推進事業の事項中（9）の事項の次に次のように加える。

<p>(10) 林業労働安全衛生活動促進事業（安全衛生指導員養成対策、安全巡回指導、労働安全衛生改善対策セミナー）</p>	<p>林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部</p>	<p>林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部が行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 安全衛生指導員養成対策（講師謝金、受講者旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）</p> <p>(2) 安全巡回指導（安全衛生指導員謝金及び旅費、需用費並びに役務費）</p> <p>(3) 労働安全衛生改善対策セミナー（講師謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 水林第66号様式 水林第67号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第66号様式 水林第67号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部林務局林業木材課</p>		
---	------------------------------	--	---------------	---	---	---	--	--

36 林道事業を次のとおり改正する。

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>36 林道事業 民有林の開発及び林産物の合理的な生産を促進し、森林経営の合理化を図るめ、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村、森林組合 生産森林組合及び森林組合連合会</p>	<p>市町村、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会が行う林道事業に要する経費のうち、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 森林管理道（開設、改良（幹線・その他）、点検診断・保全整備、PCB廃棄物処理）</p> <p>(2) 森林基幹道（開設、改良（幹線・その他）、点検診断・保全整備、PCB廃棄物処理）</p> <p>(3) 林業専用道（開設・改良（幹線・その他））</p> <p>(4) 林業生産基盤整備道（開設、改良（幹線・その他）、老朽化対策）</p> <p>(5) 山村強靱化林道（開設、改良、老朽</p>	<p>100分の51以内 ただし、間伐を行うために開設する森林管理道のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）による公示又は山村振興法（昭和40年法律第64号）による指定に係る市町</p>	<p>水林第14号様式 水林第18号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第63号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第29号様式 水林第31号様式 水林第63号様式 水林第64号様式 水林第65号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

	化対策)	村の区域（以下「振興山村及び過疎地域」という。）において市町村が行う事業に要する経費にあつては、100分の56以内。 また、左記事業の(1)、(2)、(3)、(4)の改良のその他、及び(5)の林道が直接又は支線等を経由して自動車道等に二カ所以上で接続するもの以外の改良に要する経費にあつては100分の31以内 なお、地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第150号農林水産事務次官通知）に基づく振興山村及び過疎地域以外の開設に要する経費にあつては100分の46以内						
--	------	--	--	--	--	--	--	--